

令和6年度 申告の手引き

市民税・県民税の申告について

市民税・県民税につきまして、毎年市民のみなさまのご理解とご協力をいただいておりますが、令和6年度も申告していただく時期になりました。この申告書は令和6年度の市民税・県民税の課税資料として大切なものになりますので、**3月15日までに必ず提出**してください。

※所得税の確定申告をする人は、この市民税・県民税の申告は不要です。

※公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である人は、所得税（国税）の確定申告は不要ですが、各種控除を追加する場合は住民税（市税等）の申告が必要です。

市民税・県民税の申告についての問合せ

羽生市役所 税務課 市民税係

電話 048-561-1121（代） 内線 112～115

市民税・県民税の申告をしなければならない人

- 令和6年1月1日現在羽生市内に住んでいた人**
 ※この申告書は、市民税・県民税の税額計算や非課税の判定を行うための資料として提出していただくものです。原則として、所得の有無にかかわらず、次のような事務処理のために提出する必要があります。
 - 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定
 - （特別）児童扶養手当の認定
 - 各種証明書発行
 - 一般の扶養認定
- 給与所得者は、通常申告は不要ですが、次のような人は申告してください。**
 - 勤務先から市長あてに給与支払報告書の提出がなく、年末調整済の源泉徴収票（給与支払報告書）をお持ちの人は、申告書の所定の位置に貼り、住所・氏名などを記入のうえ、提出してください。
 - 給与所得の他に家賃、配当などの所得があった人（給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の人は所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告が必要です。）
 - 給与を2か所以上の事業所等から受けている人
 - 令和5年中に退職し、令和6年1月1日現在、就職していない人

- 令和6年1月1日現在、羽生市内に事務所、事業所または家屋敷を有する人で、羽生市内に住所がない人**

申告期限は令和6年3月15日(金)です。

令和6年度 市民税・県民税 申告相談日程表

月	日	曜日	対象地区	会場	受付時間
2	14	水	下手子林・中手子林・神戸・北萩島	手子林公民館	午前9時～午後3時30分
	15	木	上手子林・町屋・南羽生1・2丁目		
	16	金	上村君・下村君・堤・名・常木	村君公民館	
	19	月	下川崎・上川崎・砂山・加羽ヶ崎・下羽生	須影公民館	
	20	火	須影・秀安・南羽生3・4丁目		
	21	水	上岩瀬・中岩瀬	岩瀬公民館	
	22	木	下岩瀬・小松・桑崎		
	26	月	今泉・発戸・北袋	井泉公民館	
	27	火	藤井上組・藤井下組・尾崎		
28	水	三田ヶ谷・与兵衛新田・日野手新田	三田ヶ谷公民館		
29	木	弥勒・喜右エ門新田			
3	1	金	下新郷・下新田・上新郷1～2000番地	新郷公民館	
	3	日	全地区対象（平日来庁が困難な方）	市役所301会議室	
	4	月	上新郷2001番地以降	新郷公民館	
	5	火	上川俣・稲子・本川俣・小須賀	川俣公民館	
	6	水	中央1～5丁目		
	7	木	西1～5丁目・羽生		
	8	金	南1～8丁目・上羽生		
	10	日	全地区対象（平日来庁が困難な方）	市役所301会議室	
	11	月	北1～3丁目・東1～3丁目		
	12	火	東4～9丁目		
	13	水			
	14	木	全地区対象		
	15	金			

※2月14日(水)から3月5日(火)までは市役所では申告相談を受けられません（3月3日(日)を除く）

申告相談の混雑緩和のためお願い

- ・返信用封筒でのご提出にご協力ください。
- ・医療費控除を受ける人の「医療費控除の明細書」、事業所得などがある人の「必要経費」「科目」ごとに集計した「収支内訳書」を事前にご準備ください。

※状況により、申告相談の日程や感染防止対策を変更する場合があります。

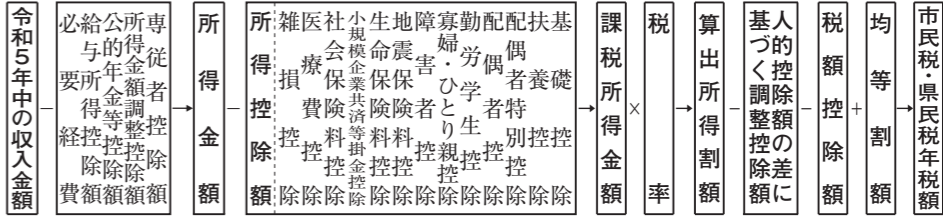
申告に必要なもの

- (1)申告書
- (2)通帳等の口座番号がわかる書類およびその届出印
- (3)所得金額を証明する書類（源泉徴収票・決算書の控）
- (4)国民健康保険税などの領収書
- (5)国民年金保険料、生命保険料（一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料）、地震保険料などの控除証明書
- (6)医療費控除を受ける人…「医療費控除に関する明細書」
- (7)雑損控除を受ける人…損害額を証明する書類
- (8)学生…学生証の写し
- (9)障害者控除を受ける人…障害者手帳・高齢介護課が発行する「障害者控除対象者認定書」など
- (10)寄附金税額控除を受ける人…都道府県・市町村などへ寄附を行った際の受領証明書など
- (11)その他参考となるもの

※申告書には個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。提出する際は、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類を添付してください。

- ①個人番号カード（両面）の写し
- ②個人番号が記載された住民票の写しおよび免許証などの身元確認書類の写し
- ③通知カードの写し（記載事項（氏名・住所等）に変更がある場合を除く。）および免許証などの身元確認書類の写し（源泉徴収票や各種控除証明書の提出があれば、身元確認書類の写しは不要です。）

市民税・県民税の計算方法



あなたの市民税・県民税は、次のように計算します。

令和5年中の収入金額 から必要経費などを差し引いたものが **所得金額** になります。この所得金額から **所得控除額** を差し引いて **課税所得金額**（千円未満切捨て）を算出します。次に課税所得金額に **税率（一律10%）** を乗じ **所得割額** を算出します。その所得割額から **人的控除額の差に基づく調整控除額** を差し引いてください。さらに **税額控除（配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除など）** がある場合は差し引きます。最後に **均等割額** を加算した金額が、あなたの **令和6年度市民税・県民税年税額** になります。

人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差に基づく調整控除額

平成19年度からの税源移譲に伴う税率10%一律化により生じる所得税と住民税の人的控除の差を調整するため以下のとおり所得割額から控除します。

- なお、合計所得金額が2,500万円超の場合は所得割の調整控除が適用されません。
- (1)合計課税所得金額が200万円以下の場合
 - 次の①と②のいずれか小さい額の5%
 - ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額
 - (2)合計課税所得金額が200万円超の場合
 - {人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)} の5%
 - ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円になります。

所得控除の種類	所得税の控除額	市・県民税の控除額	控除額の差	所得控除の種類	所得税の控除額	市・県民税の控除額	控除額の差
基礎控除		裏面参照		配偶者控除（一般）			裏面参照
障害者控除（障害者）	27万円	26万円	1万円	〃（老人）			
〃（特別障害者）	40万円	30万円	10万円	配偶者特別控除			
〃（同居特別障害者）	75万円	53万円	22万円	扶養控除（一般）	38万円	33万円	5万円
寡婦控除	27万円	26万円	1万円	〃（特定）	63万円	45万円	18万円
ひとり親控除（父）	35万円	30万円	*1万円	〃（老人）	48万円	38万円	10万円
〃（母）	35万円	30万円	5万円	〃（同居老親）	58万円	45万円	13万円
勤労学生控除	27万円	26万円	1万円				

※ひとり親控除（父）の調整控除における人的控除額の差は、令和2年度までの寡夫控除と同じになります。

税率

所得割	
市民税 6%	県民税 4%
均等割	
市民税 3,000円	県民税 1,000円
森林環境税	
国税 1,000円	

税額控除（配当控除）

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
私募証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

森林環境税（国税）の課税

森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税で、個人市・県民税と併せて1人年額1,000円が課税されます。

税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

平成21年から令和7年までに住宅を購入・入居し、所得税の住宅借入金等特別税額控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合、翌年度の所得割額から控除することができます。

申告書の書きかた(記載例)

住所、氏名、生年月日、電話番号、職業などを正しく、ていねいに黒いボールペン等で記入してください。

令和6年度 市民税申告書

※令和5年分の所得や扶養等の状況を記入してください。

羽生市長殿	現住所(〒 348-0052) 羽生市東6丁目15番地	方	住民コード
	1月1日現在の住所 <input checked="" type="checkbox"/> 同上		世帯コード
	フリガナ ハニユウ タロウ	生年月日 大・中・小 50・2・16	電話番号 048-561-1121
提出年月日 年 月 日	氏名 羽生 太郎	世帯主名 羽生 太郎	続柄 本人
6	個人番号 1,2,3,4,5,6,7,8,9,1,2,3	業種又は職業 会社員	

13	社会保険の種類	支払った保険料
社会保険料	源泉票(給・年金)・国保・国民年金・介護保険・後期高齢	A 450,000 円
	源泉票(給・年金)・国保・国民年金・介護保険・後期高齢	B 187,080 円
	源泉票(給・年金)・国保・国民年金・介護保険・後期高齢	C
控除	合計(A+B+C)	637,080 円

14	小規模企業共済等掛金控除	
15	新生命保険料の計	生命保険料の計
生命保険料控除	24,000 円	36,000 円
	新個人年金保険料の計	個人年金保険料の計
	48,000 円	60,000 円
16	地震保険料控除	旧長期損害保険料の計
地震保険料控除	40,000 円	30,000 円
	(7-9) 寡婦控除	(10) ひとり親控除
	(11) 障害者控除	(12) 障害者控除

17	障害者控除	障害の程度	1 級
18	障害者控除	障害の程度	2 級

21	配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	0 円
22	扶養控除	控除額	33 万円
23	養育控除	控除額	45 万円

24	雑(公的年金等)	控除額	78 万円
25	雑損控除	控除額	70,000 円
26	医療費控除	控除額	25,000 円

1	収入金額等	金額
1 収入金額等	事業 営業等 ア	
	事業 農業 イ	360,000 円
	不動産 ウ	
	利子 エ	
	配当 オ	
	給与 一般 カ	5,300,000 円
	専従(青・白)	
	公的年金等 キ	
	雑 業務 ク	
2 所得金額	総合課税 一時シ	
2 所得金額	事業 営業等 ①	
	事業 農業 ②	156,000 円
	不動産 ③	
	利子 ④	
	配当 ⑤	
	給与 ⑥	3,800,000 円
	公的年金等 ⑦	
	雑 業務 ⑧	
	その他 ⑨	
	合計	3,956,000 円

4 所得から差し引かれる金額	金額
社会保険料控除 ⑬	637,080 円
小規模企業共済等掛金控除 ⑭	
生命保険料控除 ⑮	70,000 円
地震保険料控除 ⑯	25,000 円
寡婦、ひとり親控除 ⑰	
勤労学生控除 ⑱	530,000 円
障害者控除 ⑳	330,000 円
配偶者(特別)控除 ㉑	
扶養控除 ㉒	780,000 円
基礎控除 ㉓	430,000 円
雑損控除 ㉔	70,000 円
医療費控除 ㉕	25,000 円
合計(㉑+㉕+㉔)	2,802,080 円

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外の)の市民税・県民税の納税方法	<input checked="" type="checkbox"/> 給与から差引き(特別徴収) <input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収)
---	---

15	生命保険料控除	控除額	28,000 円
15	(ア) 支払った保険料の合計額	控除額	28,000 円
	～12,000 円	(ア)の全額	
	12,001 円～32,000 円	(ア) × 1/2 + 6,000 円	
	32,001 円～56,000 円	(ア) × 1/4 + 14,000 円	
	56,001 円～	28,000 円 (限度額)	

15	生命保険料控除	控除額	70,000 円
15	(ア) 支払った保険料の合計額	控除額	70,000 円
	～15,000 円	(ア)の全額	
	15,001 円～40,000 円	(ア) × 1/2 + 7,500 円	
	40,001 円～70,000 円	(ア) × 1/4 + 17,500 円	
	70,001 円～	35,000 円 (限度額)	

※平成24年1月1日以降に締結した保険契約等(新契約)に係る生命保険料控除について、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除のそれぞれの限度額は28,000円になります。また、旧契約と新契約の双方で適用を受ける場合、限度額は28,000円です。※一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除をあわせた70,000円が限度額になります。

1 営業等 小売業、飲食店業、製造業、建設業、サービス業、保険外交などの事業の経営による所得です。★収支内訳書作成(収入金額) 令和5年中に収入となることが確定した金額(売掛金・現物収入・雑収入・リベート・自家消費品を含む。)(必要経費) 収入を得るために支出した金額(商品の原価・雇人費・地代家賃・広告宣伝費・修繕費・借入金の利息・減価償却費など。)

2 農業 農産物等の事業から生ずる所得です。★収支内訳書作成(収入金額) 令和5年中に収入となることが確定した金額(農産物の販売金額・自主流通米の精算金・農業に関する補助金・収穫した農産物を家族で食べたり贈答した家事消費金額等も含む。)(必要経費) 収入を得るために支出した金額(小作料・種苗費・肥料費・農具費・農業費・土地改良費・農業共済掛金・減価償却費など。)

3 不動産 貸家・貸間・貸アパート・貸店舗・貸地などから生ずる所得です。★収支内訳書作成(収入金額) 令和5年中に収入となることが確定した金額(必要経費) 収入を得るために支出した金額(修繕費・損害保険料・減価償却費など。)

4 利子 公社債や預貯金の利子、公社債投資信託や貸付信託などの分配金による所得です。(源泉分離課税分を除く。)

5 配当 株式、出資金などの配当、証券投資信託(公社債投資信託を除く。)の分配金などの所得です。(収入金額) 令和5年中に収入となることが確定した金額で、手取額でなく、所得税を源泉徴収する前の金額(必要経費) 株式を買ったり、出資をしたりするために借り入れた負債の利息

6 給与 俸給・給料・賃金・賞与などによる所得です。★源泉徴収票添付 ※令和5年中に日雇いで給与を受けている人などで、源泉徴収票のない人は、申告書裏面6収入内訳(各所得共通)に月別に収入金額、勤務先、所在地などを記入してください。

カ	金額	給与所得⑥	カ	金額	給与所得⑥
～550,999 円	0 円	1,628,000 円～1,799,999 円	カ÷4(千円未満の端数四捨入)	B×2.4 + 100,000 円	
551,000 円～1,618,999 円	カ - 550,000 円	1,800,000 円～3,599,999 円	B	B×2.8 - 80,000 円	
1,619,000 円～1,619,999 円	1,069,000 円	3,600,000 円～6,599,999 円	B	B×3.2 - 440,000 円	
1,620,000 円～1,621,999 円	1,070,000 円	6,600,000 円～8,499,999 円	カ × 0.9 - 1,100,000 円	円	
1,622,000 円～1,623,999 円	1,072,000 円	8,500,000 円～	カ - 1,950,000 円	円	
1,624,000 円～1,627,999 円	1,074,000 円			円	

所得金額調整控除 次の(1)もしくは(2)のいずれか、または両方に該当する場合は、それぞれの計算方法で算出された金額を給与所得⑥から控除することができます。

- 給与と収入が850万円を超え、23歳未満の扶養親族や特別障害者の扶養親族がある人、あなたが特別障害者に該当する人 ※申告書裏面18 所得金額調整控除に関する事項に該当者を記入してください。(計算方法) 控除額 = (給与収入(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万) × 10%
- 給与と所得と公的年金等の雑所得がある場合で、その合計額が10万円を超える人 (計算方法) 控除額 = (給与と所得(10万円を限度) + 公的年金所得(10万円を限度)) - 10万円

7	雑(公的年金等)	各種年金・恩給(一時恩給を除く。)による所得です。★源泉徴収票添付(計算方法) 公的年金等に係る雑所得⑦ = 公的年金等の収入金額の合計額 × 割合 - 控除額			
年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額	割合	控除額		
			公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下
昭和34年以後生まれの人	～1,299,999円	100%	600,000円	500,000円	400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	75%	275,000円	175,000円	75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	85%	685,000円	585,000円	485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
昭和34年以前生まれの人	～3,299,999円	100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円
	3,300,000円～4,099,999円	75%	1,100,000円	1,000,000円	900,000円
	4,100,000円～7,699,999円	85%	275,000円	175,000円	75,000円
	7,700,000円～9,999,999円	95%	685,000円	585,000円	485,000円
	10,000,000円～	100%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
	10,000,000円～	100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

8 雑(業務) 原稿料・印税・講演料などにより生ずる所得です。(収入金額) 令和5年中に収入となることが確定した金額(必要経費) 収入を得るために支出した金額(原稿を書くために特別に支払った費用など。)

9 雑(その他) 生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金などの上記以外のものによる所得です。(収入金額) 令和5年中に収入となることが確定した金額(必要経費) 払込保険料のうち令和5年中の年金額に対する金額など

11 総合譲渡 車輛・船舶・機械などの譲渡による所得です。(収入金額) 令和5年中に収入となることが確定した金額(必要経費) 譲渡した資産の取得費や譲渡に関する費用

一時 賞金・懸賞当せん金・競馬の払戻金、生命保険の満期一時金や解約返戻金などによる所得です。(収入金額) 令和5年中に収入となることが確定した金額(必要経費) 収入を得るために支出した金額 ※申告書裏面13 総合譲渡一時所得の所得金額に関する事項に内訳を記入して計算します。

13 社会保険料控除 あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき国民健康保険、国民年金などの保険料を令和5年中に支払った場合(控除額) 支払った全額 ★証明書添付

14 小規模企業共済等掛金控除 令和5年中に支払った小規模企業共済掛金(旧第二種共済掛金を除く。)、確定拠出年金掛金や心身障害者扶養共済掛金がある場合(控除額) 支払った全額 ★証明書添付

16 地震保険料控除 あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している家屋等の損害保険契約等について、令和5年中にあなたが支払った地震保険料がある場合

〈計算方法〉	(ア) 支払った保険料の合計額	控除額
(1) 地震保険料だけの場合	～5,000円	(ア) × 1/2に相当する額(限度額25,000円)
(2) 旧長期損害保険料だけの場合	5,001円～15,000円	(ア) × 1/2 + 2,500円
	15,001円～	10,000円
(3) (1)(2)の両方がある場合		(1)の控除額 + (2)の控除額(限度額25,000円)

※一の契約が損害保険契約等または長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合、いずれか一方のみに該当するものとして控除額を計算します。★証明書添付

17 寡婦控除(26万円) あなたが次のいずれかに該当する場合(1)あなたの夫と離婚・死別または生死不明の人で、令和5年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする扶養親族があり、かつ、令和5年中の合計所得金額が500万円以下の人(2)夫と死別または生死不明の人で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下の人

18 ひとり親控除(30万円) あなたの配偶者と死別・離婚または生死不明の人、もしくは未婚の人で、令和5年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子があり、かつ、令和5年中の合計所得金額が500万円以下の人

19 勤労学生控除(26万円) あなたが学生・生徒で、給与所得などの勤労による所得があり、令和5年中の合計所得金額が75万円以下で自分の勤労によらない所得が10万円以下の場合 ★学生証等提示

20 障害者控除 あなたや、あなたの同一生計配偶者または扶養親族が、次のいずれかに該当する場合・障害者……知的障害者、精神障害者保健福祉手帳や身体障害者手帳または戦傷病者手帳を交付されている人など

- ・特別障害者……障害者のうち、重度の障害がある人。身体障害者手帳に1級、2級とある人など(30万円)
- ・同居特別障害者…特別障害者のうち、あなたやあなたと生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている人 ★障害者手帳等提示

21 配偶者控除・配偶者特別控除 あなたと生計を一にする配偶者(他の納税者の控除対象扶養親族とされる者ならびに青色事業専従者給与の支払を受ける者および事業専従者に該当する者を除き、令和5年中の合計所得金額が133万円以下の人に限る。)がある場合には、配偶者の合計所得金額の区分に応じた金額を控除することができます。ただし、この控除はあなたの合計所得金額が1,000万円を超えている場合は適用されません。・老人控除対象配偶者……昭和29年1月1日以前に生まれた人

配偶者控除	控除額の単位:万円	あなたの合計所得金額(カッコ内は給与収入換算)			
		900万円以下(1,095万円以下)	950万円以下(1,145万円以下)	1,000万円以下(1,195万円以下)	1,000万円超(1,195万円超)
配偶者控除	あなたの合計所得金額(カッコ内は給与収入換算)	所得税の控除額	所得税の控除額	所得税の控除額	所得税の控除額
～480,000円(1,030,000円以下)	70歳以上(老人控除対象者配偶者)	48 38 10 32 26 6 16 13 3	38 33 5 26 22 4 13 11 2		
480,001円～499,999円(1,030,001円～1,049,999円)		38 33 5 26 22 4 13 11 2			
500,000円～549,999円(1,050,000円～1,100,000円)		*3 38 33 26 22 *2 13 11 *1			
550,000円～950,000円(1,100,001円～1,500,000円)		38 33 26 22 13 11			
950,001円～1,000,000円(1,500,001円～1,550,000円)		36 33 24 22 12 11			
1,000,001円～1,050,000円(1,550,001円～1,600,000円)		31 31 21 21 11 11			
1,050,001円～1,100,000円(1,600,001円～1,667,999円)		26 26 18 18 9 9			
1,100,001円～1,150,000円(1,668,000円～1,751,999円)		21 21 14 14 7 7			
1,150,001円～1,200,000円(1,752,000円～1,831,999円)		16 16 11 11 6 6			
1,200,001円～1,250,000円(1,832,000円～1,903,999円)		11 11 8 8 4 4			
1,250,001円～1,300,000円(1,904,000円～1,971,999円)		6 6 4 4 2 2			
1,300,001円～1,330,000円(1,972,000円～2,015,999円)		3 3 2 2 1 1			
		適用なし			

※配偶者特別控除の調整控除における人的控除の差は、平成30年度までの額と同じになります。

22 扶養控除 令和5年12月31日現在で、あなたと生計を一にする親族のうち(配偶者および16歳未満の扶養親族を除く。令和5年中の合計所得金額が48万円以下の扶養親族がある場合(令和5年中に死亡した人を含む)。) 一般の扶養親族(33万円) …昭和29年1月2日から平成13年1月1日まで、または平成17年1月2日から平成20年1月1日まで生まれた人

23 特定扶養親族(45万円) …平成13年1月2日から平成17年1月1日まで生まれた人

・老人扶養親族(38万円) …昭和29年1月1日以前に生まれた人

・同居老親等(45万円) …老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の父母や祖父母などで、あなたやあなたの配偶者のいずれかとの同居を常況としている人

24 16歳未満の扶養親族 平成20年1月2日以後に生まれた人

基礎控除 令和5年中の合計所得金額の区分に応じた金額を控除します。

合計所得金額	所得税の控除額	市・県民税の控除額	控除額の差
～24,000,000円	48万円	43万円	
24,000,001円～24,500,000円	32万円	29万円	5万円
24,500,001円～25,000,000円	16万円	15万円	
25,000,001円～			適用なし

※基礎控除の調整控除における人的控除額の差は令和2年度までの基礎控除と同じになります。

26 雑損控除 あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族の生活に通常必要資産が、令和5年中に災害または盗難もしくは横領により損害を受けた場合 ★証明書添付(計算方法) |(損害金額 - 保険などで補てんされる金額) - 総所得金額等の10%| と (災害関連支出の金額 - 5万円) とのいずれか多い方の金額 = 控除額

27 医療費控除 あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、医療費を令和5年中に支払った場合 ★医療費控除に関する明細書添付(計算方法) (医療費 - 保険などで補てんされる金額) - 総所得金額等の5% (10万円を限度) = 控除額 (200万円を限度)

寄附金税額控除(寄附金に関する事項・申告書裏面16) ★受領証明書添付 令和5年中に埼玉県共同募金会・日本赤十字社埼玉県支部、都道府県・市区町村、埼玉県・羽生市が条例で定める法人に対する寄附を行った場合、所得割額から控除します。また、都道府県・市区町村に寄附(ふるさと納税)を行った場合、平成25年分から令和19年分まで復興特別所得税が課税されることに伴い、平成26年度から令和20年度まで復興特別所得税率(2.1%)を乗じます。(計算方法) [(寄附金の合計額と総所得金額等の30%とのいずれか少ない方の金額) - 2,000円] × 10% = 控除額 ※ふるさと納税を行った場合は、さらに控除します。(ふるさと納税の寄附金額 - 2,000円) × (90% - 所得税の限界税率 × 1.021) = 控除額(所得割額の20%を限度)

※税法の改正により、この手引きの内容が変更することがあります。